

月例射会実施要領

平成 8 年 4 月

1. 本会月例射会は原則として、毎月第 4 日曜日、午前 10 時（9 時 30 分集合）より行い、競射と講習（月例射会講習）をその内容とする。
2. 月例射会は、正会員、準会員、月例射会当日会員の参加で行う。
3. 月例射会の企画、進行は当番幹事が行い、開会時に当日の予定（講習内容、行射形式、矢数、表彰など）を説明する。
4. 月例射会への参加には下の表による参加費（いずれも道場使用料を含む）を必要とし、当日参加申し込みと同時に当番幹事に納入する。ただし、遅刻早退等で欠立のある場合は（ ）内の額とする。

会員	参加費
正会員、準会員、	一般： 500 円（300 円） 学生： 300 円（200 円）
その他	一般： 1000 円（500 円） 学生： 500 円（300 円）

また、通常の参加費以外に特別額の会費を徴収することがある。

5. 月例射会の矢渡は、会長または会長の指名した者が行い、納射は、当月の優勝及び準優勝者が行う。
6. 月例射会では、次の者について表彰する。参加者の状況によっては、通常一般の部以外に、女子の部、学生の部、少年の部、或いは段位による部を設けることがある。
 - 1) 月例射会毎に、的中成績に対して順位をつけ、種々の順位の者を表彰する。
ただし、欠立部分のある者は対象外とする。また、優勝者のみは次月月例射会から 4 ヶ月にわたりその成績を 6, 7, 8, 9 割に順次減率して評価する。
 - 2) 月例射会毎に、選手権競技を行い、その勝者（1, 2 位）を表彰する。
 - 3) 年間（1 月から 12 月）を通じて、月例射会の成績を下式により算出して『年間的中成績』とし、その成績の優秀な者を表彰する。

参加月例射会数

年間的中成績 = 的中率 ×

開催月例射会数

欠立部分のある月の成績は、的中率の計算外とするが、参加月例射会数には 0.5 を与える。また、1) における減率は本計算には適用しない。

表彰対象区分を細分化することがあるが、その際は次の通りとする。

- ・年間月例射会の半分以上（12 回の内 6 回以上）の参加者が男女各 5 名以上ある場合「男子の部」「女子の部」に分けて、それぞれの部に対し上式により算出した成績の優秀な者を表彰する。
 - ・さらに「男子の部」「女子の部」のそれぞれにおいて、年間月例射会の半分以上の参加者が参段以下と四段以上で各 5 名以上ある場合「男子参段以下の部」「男子四段以上の部」「女子参段以下の部」「女子四段以上の部」に分けて、それぞれの部に対し上式により算出した成績の優秀な者を表彰する。
 - ・各人の段位は、7 月 1 日時点の段位を採用する。
- 4) 毎年の納射会（12 月度月例射会）において、その年の月例射会の選手権競技の優勝、準優勝者で競射を行い、その勝者を『選手権競技王座』として表彰する。
 - 5) 年間を通じて、開催された月例射会に全て参加し、全ての矢数を消化した者には皆勤賞を与える。
 - 6) その他、特別に射技、的中等で優秀な者を表彰することがある。
 - 7) 上記 3)、4) 及び 5) は正会員を対象とする。

以上

< 年間の中成績優秀者表彰対象区分の例 >

表彰対象区分		「一般の部」	「男子の部」 「女子の部」	「男子参段以下の部」 「男子四段以上の部」 「女子の部」	「男子参段以下の部」 「男子四段以上の部」 「女子参段以下の部」 「女子四段以上の部」
男子	参段以下	4	4	5	6
	四段以上	4	5	8	10
女子	参段以下	3	5	5	6
	四段以上	1	2	3	5

注 表内数字は、年間月例射会の半分以上の参加者数